

建築物解体工事特記仕様書

工事名称：

工事概要：設計書の通り

目次

建築物解体工事特記仕様書	1
Ⅰ 総則	1
1. 設計図書の適用	1
2. 本特記仕様書の取り扱い	1
3. 参考資料	1
4. その他の事項	2
Ⅱ 解体工事仕様	3
1 章 各章共通事項	3
2 章 仮設工事	10
3 章 解体施工	12
4 章 建設廃棄物の処理	15
5 章 特別管理産業廃棄物の処理	16
6 章 石綿含有建材の除去及び処理	16
7 章 特殊な建設副産物の処理	17
8 章 その他	17

Ⅰ 総則

1. 設計図書の適用

本工事は、下記の図書を適用するが、内容に不一致がある場合の優先順位は下記の通りとする。

- ①質疑応答書（追記事項を含む） ②設計書 ③石綿処理特記仕様書 ④建築物解体工事特記仕様書
⑤建築工事特記仕様書 ⑥建築改修工事特記仕様書 ⑦補足標準仕様書 ⑧材料・工法指定一覧表 ⑨図面
⑩国土交通大臣官房官庁営繕部制定「建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）（以下、「解体共通仕様書という。」）
⑪「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」（以下、「標準仕様書」という。）
⑫「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」（以下、「改修標準仕様書」という。）
⑬「公共建築木造工事標準仕様書 令和4年版」

2. 本特記仕様書の取り扱い

- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、◆印の付いたものを適用する。◆印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
◆印と※印が付いた場合は、共に適用する。
(3) 特記事項に記載の（解特○.○.○）は、解体共通仕様書の当該項目、当該図面又は当該表を示す。
（建特○.○.○）は建築工事特記仕様書の当該項目を示す。
（補足○.○.○）は補足標準仕様書の当該項目を示す。
(4) 本特記仕様書のリンク先の記載内容は、「Ⅰ 設計図書の適用」において設計図書とされたもの以外は参考資料として取り扱う。ただし、改修標準仕様書及び標準仕様書等において「JIS A○○○○による」等と記載されている場合は、リンク先の内容が設計図書となるので注意すること。

3. 参考資料

施工に当たり、次の図書及び資料を参考にして適正な自主管理に努める。

国土交通大臣官房官庁営繕部制定「[建築物解体工事共通仕様書解説（令和 5 年版）](#)」

「[建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編](#)」、「[建設副産物適正処理推進要綱](#)」、「[建築工事安全施工技術指針](#)」、
「[建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン](#)」。

4. その他の事項

下記の事項は[建築工事特記仕様書「総則」](#)の記載事項を適用する。

- | | |
|--|---|
| 4. 建築材料等の評価名簿の取り扱い | 16. 監理技術者等の選任を要しない期間の取扱いについて |
| 5. 数量公開 | 17. 工事現場の安全管理 |
| 6. 施工体制台帳及び施工体系図 | 18. 騒音・振動の防止等 |
| 7. 建設業退職金共済制度等 | 19. 特殊車両の通行 |
| 8. 工事実績情報の登録 | 20. グリーン調達 |
| 9. 中間技術検査 | 21. 公共事業労務費調査に対する協力 |
| 10. 出来高検査 | 22. 材料の検査に伴う試験 |
| 11. 工事施工における工事特性、創意工夫、社会性等について | 23. 建設副産物の発生の抑制、適正処理及び再利用の促進等 |
| 12. 緊急時の連絡体制 | 24. 工事用電力・水道等 |
| 13. 資材運搬等 | 25. 過積載防止対策 |
| 14. 必要書類の提出 | 26. 市内産品の利用促進について |
| 15. 設計変更資料の作成 | 27. 快適トイレの設置促進 |

Ⅱ 解体工事仕様

Ⅰ 章 各章共通事項

項 目	特記事項
① 一般事項	◆ 工事にあたっては、近隣住民や通行人に対する安全の確保に努めること。 ◆ 工事にあたっては、構造物の状況や工事現場周辺の環境状況を検討した上で、騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じること。 ◆ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督員に報告の上、指示に従い適正な処理を行うこと。 ◆ 工事による発生材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等の関係諸法令を遵守し、監督員の承諾を得て適正に処分すること。 ・ 工事中も一般市民が利用するので、第三者に危害を与える事のないよう安全管理には工事関係者一同特に留意すること。
② 適用範囲	※ 建物の全て又は改修工事等のための一部をとりこわし等する場合の工事に適用する ・ 地盤面下の撤去部分等の施工範囲 ※ 図示 ・ 残存建物の処置 ※ 図示
③ 工事の届出	※建築物の解体部分の床面積の合計が 1,000 ㎡以上の場合、又は、建築物の解体部分に非飛散性石綿が存在し、解体部分の床面積が 80 ㎡以上の場合（非飛散性石綿がその一部にしかない場合も含む）、工事開始日（内装等撤去開始日）の 8 日前に「環境の保全と創造に関する条例」（兵庫県条例）に基づき神戸市長に届出を行う。
④ 現場代理人の兼務について	本工事が、現場代理人の兼務に関する手続要領第 2 条に定める工事に該当する場合 ※兼務可 ・ 不可 不可の理由 ・ 本工事が、2 箇所以上の工事場所を含んでいるため ・ 本工事の施工に関し、制約条件が付加されているために、安全管理、工程管理等の工事現場運営、取締りに関して、現場代理人の業務が煩雑であるため ・ 安全管理、工程管理等について施設管理者や別途工事関係者と頻繁に調整を要するため（注：下記の該当する内容に○印を記入する） ・ 施設を運営しながら工事を施工する、居ながら工事 ・ 別途工事と工事範囲が一部重複、錯雑する出会い工事 ・ 上記に当てはまらない個別の特殊事情がある場合（注：下記（ ）に個別の事由を記入する（ ））
⑤ 特例監理技術者の配置について (補足 1.1.14)	本工事に配置する主任技術者及び監理技術者が、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の要件に該当する場合 ※専任特例 1 号及び専任特例 2 号の適用可 ・ 専任特例 1 号のみ適用可 ・ 専任特例 2 号のみ適用可 ・ 不可（理由： ） 「専任特例 1 号」「専任特例 2 号」の要件は、補足標準仕様書 1.1.14 による。
⑥ 週休 2 日制工事	※本工事は週休 2 日制工事として次により指定する。 ※発注者指定方式 ※月単位の週休 2 日制（土日閉所を原則とする。） ・ 通期の週休 2 日制 ・ 受注者希望方式 - 月単位または通期の週休 2 日制 ○『神戸市週休 2 日制工事実施要領』は下記神戸市ホームページを参照すること。 https://www.city.kobe.lg.jp/a31253/kurashi/machizukuri/institution/kentikugikan/syukyuk2kojisokusin.html

項 目	特記事項
	○公共工事における週休2日の実現の更なる推進のため、「毎月第2・第4土曜日」は現場閉所に努めるものとし、毎月第2・第4土曜日の閉所予定及び実績を「週間工事工程表」等に記載し、市監督員に提出し報告すること。なお、建設現場一斉閉所日に閉所できなかった場合であっても、この事だけの事由によるペナルティはない。 また、毎月第2・第4土曜日を閉所する現場においては、「建設現場一斉閉所」のポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、近畿地方整備局ホームページに掲載。サイズはA3ラミネート加工程度とする。 https://www.kkr.mlit.go.jp/news/top/press/2024/20240522-3kenseitugenbaisseiheisa.html ○建設業界における「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動の取組みに協力するため、週休2日（毎週土日閉所）に取り組む現場においては、「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動ポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、日本建設業連合会ホームページに掲載。サイズはA3ラミネート加工程度とする。 https://www.nikkenren.com/2days/action.html#onsite
7 余裕期間制度	※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間制度を設定した以下の方式による工事である。 ・発注者指定方式 ・任意着手方式 ・フレックス方式 余裕期間内（フレックス方式の場合は、工期の始期日の前日までの余裕期間内）は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。 ※契約締結後において、工事の始期日の変更の必要が生じた場合には、監督員と協議のうえ、変更契約（工期の変更）を締結することにより、工期の始期日を変更することができる。 ※フレックス方式の場合、契約締結後において、工事内容の変更がある等、特段の事情がない場合は、受注者が契約時に設定した工期の終期日の変更は行わない。 ※受注者は、工期の始期日の前日までに、工事に従事する技術者を決定し、「現場代理人及び主任技術者又は監理技術者（補佐）設置通知書」により、発注者に通知しなければならない。
8 工事情報共有システム	・使用する工事情報共有システムは、監督員の承諾を得たうえで決定すること。（LGWAN環境で利用できるものを選定すること）
⑨ 電子検査	※「神戸市電子検査実施要領（建築工事編）」に基づく電子検査を行う（市単独工事1億円以上）
⑩ 中間技術検査 (解特 1.7.2) (建特 総則 9)	中間技術検査の対象工事は、次による。 ※当初契約金額が5億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事 ※当初契約金額が1億円以上の低入札価格契約工事（低入札価格調査手続要綱第4条で定める基準価格を下回る額で契約を締結した請負工事） ・ 次のいずれかに該当し、設計担当課長若しくは工事担当課長が必要と認めた工事 ・ 契約約款第37条（部分引渡し）の適用に伴う検査（完済部分）の実施にあわせて、技術的検査を行うことが適切な場合 ・ 当初請負金額が3億円以上かつ工期が6ヶ月以上で、施工上の重要な変化点等で技術的検査を行うことが適切な場合 ・ その他工事の施工上、技術的検査を行うことが適切な場合
⑪ 発生材の処理 (解特 1.3.10)	(ア)発注者に引き渡しを要するもの (・) (イ)再利用を図るもの () 搬入先 () (イ)再資源化を図るもの ※コンクリート殻 ※アスファルト殻 ・
⑫ 電気保安技術者 (解特 1.3.3)	・ 適用する ※ 適用しない
⑬ 施工条件	※ 行政機関の休日に関する法律に定める休日に作業は行わない。ただし、監督員が指示又は監

項 目	特記事項		
(解特 1.3.5)	監督員の承諾を受けた作業は行うことができる。 ・ 作業時間（準備・片付けを含む） 原則として（ ： ）から（ ： ）までとする。 その他条件（下表による） <table><tr><td>関連工事による施工時期の調整</td><td>・ 有（内容： </td></tr></table>	関連工事による施工時期の調整	・ 有（内容：
関連工事による施工時期の調整	・ 有（内容：		

項 目	特記事項																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th><th>工食用材料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地業工事</td><td>くい、鉄筋、コンクリート、ラップルコンクリート、セメントミルク工法の根固め液に使用するコンクリート</td></tr> <tr> <td>鉄筋工事</td><td>鉄筋</td></tr> <tr> <td>コンクリート工事</td><td>コンクリート</td></tr> <tr> <td>鉄骨工事</td><td>鋼材</td></tr> <tr> <td>ブロック及びALCパネル工事</td><td>構造用コンクリートブロック</td></tr> <tr> <td>防水工事</td><td>アスファルト、ルーフィング類、その他防水材料</td></tr> <tr> <td>屋外工事</td><td>鉄筋、構造用コンクリート</td></tr> <tr> <td></td><td>.</td></tr> </tbody> </table>	工事名	工食用材料	地業工事	くい、鉄筋、コンクリート、ラップルコンクリート、セメントミルク工法の根固め液に使用するコンクリート	鉄筋工事	鉄筋	コンクリート工事	コンクリート	鉄骨工事	鋼材	ブロック及びALCパネル工事	構造用コンクリートブロック	防水工事	アスファルト、ルーフィング類、その他防水材料	屋外工事	鉄筋、構造用コンクリート		.
工事名	工食用材料																		
地業工事	くい、鉄筋、コンクリート、ラップルコンクリート、セメントミルク工法の根固め液に使用するコンクリート																		
鉄筋工事	鉄筋																		
コンクリート工事	コンクリート																		
鉄骨工事	鋼材																		
ブロック及びALCパネル工事	構造用コンクリートブロック																		
防水工事	アスファルト、ルーフィング類、その他防水材料																		
屋外工事	鉄筋、構造用コンクリート																		
	.																		
16 技能士 (解特 1.6.2)	適用職種および作業種別 .																		
⑰ 完成図書	※完成図 ※全図 . () 作成方法：※CAD データを修正後 PDF 化 提出方法、提出部数： ※CD-R 等 () 部で提出 . 製本 (A3 見開き) 部を提出 . ※ 完成図書に綴じこむもの ※ 敷地現況図に記入する事項 - 敷地境界線 - 道路境界線、道路幅員、排水溝等 - 方位 - 敷地内残存工作物（地中埋設物を含む）、立木、電柱、電話柱等 - 敷地内設備位置（給水引き込み位置、下水柵位置） - 整地後レベル (m グリッド) ※ その他監督員の指示するもの - 添付するもの（記録として保存すべき施設で、建設時の図面がない場合に限る。） - A 3 版 縮小原図（配置図、平面図、立面図、仕上表、一般断面図）とする。 - 保全に関する資料等 - 物品引渡書 - 補修連絡先一覧 - 保証書一覧表 （保全に関する資料の記載事項及び内容については、監督員の承諾を得る。） ※ 施工体系図 (PDF データ) ※ 提出については「神戸市建築工事完成図書等電子納品要領」を適用すること																		
⑱ 工事の記録等 (解特 1.2.3) (補足 1.2.4~5)	. 完成写真 提出方法：※デジタルデータ（600 万画素以上、JPEG 形式）を CD-R 等にて提出する。 . 提出部数：. アルバム 1 部 ※工事写真 提出方法：※工種毎に整理したもの（PDF 形式）を CD-R 等にて提出する。 . 提出部数：. 1 部提出する . ※ 工事写真は 130 万画素以上とする。 ※ 撮影箇所等は、補足標準仕様書 1.2.4 による。 ※ 撮影対象等は「営繕工事写真撮影要領」撤去・解体工事編 による他、次の箇所とする。																		

7

項 目	特記事項
	とする。 ・ ・ 交通誘導員 A ※完成引渡し迄の施工時間帯とする。 ・ 警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務）に従事する交通誘導警備業務に係る 1 級検定または 2 級検定合格警備員 ※ 警備業法に定める交通誘導員とする。 ※ 交通誘導員 A の配置が必要な指定路線は、兵庫県公安委員会 R2 年告示第 241 号参照 ※ 工事関係車両は、本工事関係車両であることを表示すること。 ※ 工事車両の進入の際は交通誘導員による誘導を行い、敷地内運行はハザードランプを点滅させながら最徐行を行い安全運転に留意すること。
㉔ 工事用の進入路	※ 図示 ※ 車両進入路廻りは、工事完了後速やかに整地し現況復旧のこと。（仮設用地等についても同様）
㉕ 地元工事説明等	※工事着手前に近隣住民等へ工事内容を周知するとともに、着手後は週間の作業内容を掲示等により知らせること。 実施方法等は監督員と協議する。 ・ 住民説明会の開催（※ 実施する ・ お知らせビラの配布 ・ 実施しない）
24 近隣家屋等の調査 (補足 1.8.2)	◆ 受注者は、必要に応じて付近の地盤沈下の状況、近隣建物の壁、建具の建て入れ状況、内外装・土間等のクラック状況を調査・記録・写真撮影し事後に備えること。さらに、工事の施工により、近隣施設等に損傷を与えた場合には、現状に復旧すること。 ※ 近隣家屋等の調査事前調査の実施（調査範囲は図面指示） ・ 内外観検査 ・ 傾斜測定調査 ・ 水平測定調査
25 建築基準法に規定する風圧力	地表面粗度区分 ・ II ・ III （基準風速（Vo）は 34m/秒とする。）
㉖ 損害保険等	損害保険等は、下記の内容以上の条件により付するものとする。 保険種目 ※建築工事(基礎工事を含む)及び付帯設備工事を対象とする「建設工事保険(又は組立保険)」 ※第三者賠償責任損害を担保する「請負業者賠償責任保険」 保険契約者 ※元請負人 被保険者 ※発注者、元請負人、関係下請負人（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。） 保険期間 ※工事着手時から工事目的物引き渡しまでの期間とする。 保険金額又は填補限度額 ※建設工事保険（又は組立保険）は請負金額全額（解体撤去工事を除く） ※請負業者賠償責任保険の対人賠償保険金額は 1 名 1 億円以上かつ 1 事故（※5 億円以上 ・ 円以上） 対物賠償保険金額は 1 事故（※1 億円以上 ・ 円以上） 付保すべき保険の内容には以下の特約条項を付帯する。 ・ 建設工事保険（又は組立保険）は「水災危険担保特約条項」 ※請負業者賠償責任保険は「被保険者間交差責任担保特約条項(Both-way)」及び「請負業者管理者特約条項（管理下財物に関する特約）」
27 統括安全衛生管理義務者の指名	※本工事の請負人を労働安全衛生法第 30 条第 2 項の規定により指名される統括安全衛生管理義務者とする。
28 現場代理人等の腕章の着用について	現場作業員及び住民から見た責任者の明確化を図るため、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者に、腕章の着用を義務付けるものとする。 なお、腕章の仕様については監督員と協議するものとし、着用箇所は、腕の見やすい所を原則とす

項 目	特記事項
	る。 なお、腕章の他にも名札を着用することが望ましい。
②9 施工中の安全確保及び環境保全 (解特 1.3.6) (解特 1.3.9)	◆ 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年建設省告示第1537号)に基づき、指定された建設機械を使用する。 ◆ 「建設機械に関する技術指針」(平成3年建設省通知第247号)」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。 ・ 地下埋設物等による有出ガス(炭酸ガス、一酸化炭素、及びメタンガス等)の発生への対処、地下構造物の撤去時における周壁崩落事故及び転落事故防止の安全対策に十分注意すること。 ◆ 作業に必要な酸素、アセチレン、及び軽油等の危険物は所定の位置に施錠の上保管、若しくは現場外に搬出する等管理を徹底すること。労働災害及びその他の事故発生等を防止するための注意と、常時の点検を作業員に徹底させること。 ◆ 作業開始前に当日の工事打ち合わせを実施し、公害及び第三者に対する事故防止及び周辺環境の保全に努めること。
③0 解体作業中の騒音及び振動調査	・ 解体作業中の騒音、振動調査 — ※ 実施する(・常時測定 ・測定回数 回) ◆ 実施しない
31 施工数量調査 (解特 1.5.2)	・ 調査範囲 ※解体対象施設：構造形式、規模、劣化状況 ※敷地及び周辺状況：面積、形状、高低差の確認、道路(通行障害物)の調査 ※建設副産物：種類と量、搬出経路 ・ ・ 調査方法：※目視による ・
32 技術検査 (解特 1.7.2)	・ 完成検査時には、地中工作物撤去確認のための掘削機械(バックホー m³)を準備すること。ただし、「18 工事の記録等」に示すタイムラプス動画で地中工作物の撤去が確認できる場合は掘削機械の準備は不要とする。

2 章 仮設工事

項 目	特記事項
① 共通事項	◆ 本仮設計画図は参考図であり、作業内容、天候等により近隣住民、通行人、関係者に対し必要のある場合は、請負者の責任において速やかに補足すること。 ◆ 道路部に仮設足場や養生防護棚が必要な場合は道路占用の許可を得ること。 ◆ 隣地に面する部分は特に仮設計画及び解体に際し、養生・安全に留意の上施工のこと。 ◆ 敷地外周撤去に際し、工事完了までに敷地内に関係者以外の侵入防止策を講ずること。 ◆ 撤去対象外の既設物は適切な養生を行ない、破損させないこと。万が一破損させた場合は、請負人の負担にて取り替えること。 ◆ 仮囲い、足場に先行して作業する場合においても、粉塵の飛散等が無いように適切な養生を実施すること。 ◆ 本仕様書に定めのない場合も含め、重機類の転倒防止等のため、鉄板養生、地盤改良及び山留め等請負人の責任において安全施工につとめること。
② 騒音・振動等の対策〔仮囲い等〕 (解特 2.2.1～2)	◆ 仮囲い ◆ 設ける（範囲、位置等は図示） ・ 設けない ・ 万能鋼板（H＝ ） ・ 波形鉄板（H＝ ） ・ 単管シート（H＝ ） ・ 枠組足場シート（H＝ ） ・ 防音パネル（H＝ ） ・ 防音シート（H＝ ） ・ パネルゲート（W＝ H＝ ） × カ所 ・ シートゲート（W＝ H＝ ） × カ所 ◆ 仮設鉄板 ◆ 設ける（範囲、位置等は図示） ・ 設けない
③ 仮設物の設置場所 (解特 2.3.1)	※構内 ・ 指定仮設用地 使用条件（・有償 ・無償） ※便所等を設置する場合、下水処理区域内は所定の手続きの上、污水管に放流するのを原則とする。
④ 監督員事務所 (解特 2.3.1)	・ 設ける ◆ 設けない ・ 10 m²程度 ・ 20 m²程度 ・ 35 m²程度 ・ 65 m²程度 ・ 100 m²程度 ・ 請負人事務所の中に監督員用スペース m²程度確保する。 備品は下記のものを備える。 机、いす、電話、書棚、黒板、ゴム長靴、雨合羽、保安帽、安全带、冷暖房機器、その他監督員の指示するもの
⑤ 工事用水及び電力	※建築工事特記仕様書 総則 24「工事用電力・水道等」による 工事用水 構内既存の施設 ・ 利用できる（※ 有償 ・ 無償） ・ 利用できない 工事用電力 構内既存の施設 ・ 利用できる（※ 有償 ・ 無償） ・ 利用できない
⑥ 工事現場のイメージアップ (解特 1.3.9)	・ 行う （ ） ※ 行わない
⑦ 足場等 (解特 2.2.2)	◆外部足場 ※ 枠組足場（※ 手すり先行工法 ・ その他） ・ くさび緊結式足場（※ 手すり先行工法 ・ その他） ・ 単管本足場 ・ 仮設ゴンドラ ・ 移動式足場 ※足場（仮設ゴンドラ、移動式足場を除く）を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第 0424001 号 平成 21 年 4 月 24 日）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」」及び「「働きやすい安心感のある足場に関する基準」」に適合する足場とする。 ※屋根工事及び小屋組の建方工事における墜落事故防止対策は、JISA 8971 の施工標準に基づき、必要な屋根工事用足場を設置する。（JISA8971 附属書 A の表 A.3を参考とする。）

項 目	特記事項
	※仕上塗材又は下地調整材に石綿を含有する壁に足場等を設置する場合、石綿が飛散しないよう HEPA フィルター付集塵機ドリル削孔機等を使用すること。 ◆内部足場 ※ 脚立、足場板等 ・ 桢組棚足場 ・ その他 () ◆落下物、飛散物等による危害の防止 ※工事現場からの落下物、飛散物による危害防止は、下記又は同等以上の措置をする ・メッシュシート (JIS A 8952 に定める I 類) ・養生シート (帆布製) (JIS A 8952 に定める I 類) ・金網式養生柵 ・ 防護棚 (朝顔) ・防音シート ・ 防音パネル ・ ・図示 ・ ・材料、撤去材等の運搬方法 ・A 種：2 本溝リフト等による ・B 種：トラッククレーン等による ・C 種：既存エレベーターによる ・D 種：既存階段による ・E 種：登り栈橋等による
⑧ 洗車設備	・洗車装置 (高圧洗浄装置程度) ・
⑨ 仮排水	※既設排水溝や排水管、会所等の撤去時には、仮設の排水設備を設け、排水上支障のないようにする。
8 山留めの撤去 (解特 2.4.3)	構造その他 ・ 山留めの存置 ・しない (鋼矢板等の抜き後の処理 ※直ちに砂等で充填する ()) ・する

3 章 解体施工

項 目	特記事項																												
① 解体方法 (解特 3.3.1 解体順序) (解特 3.4.1 建築設備) (解特 3.5.1 内装材) (解特 3.6.1 屋根葺材) (解特 3.6.2 屋根防水) (解特 3.7.1 外装材) (解特 3.8.1 躯体) (解特 3.8.2 躯体の解体) (解特 3.9.1 基礎等) (解特 3.9.2 杭) (解特 3.10.1 さく、照明設備等の附属物) (解特 3.11.1 構内舗装、樹木等) (解特 3.12.1 地下埋設物及び埋設配管)	解体内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 位</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◆ 解体建築物</td><td>・木造 ・C B 造 ・S 造 ・R C 造 ・S R C 造</td></tr> <tr> <td>・ 建築設備</td><td>電気設備 ・ 内部 ・ 外部引込柱 機械設備 ・ 内部 ・ 埋設</td></tr> <tr> <td>◆ 内・外装材</td><td>・ 手作業 ◆ 手作業及び機械による作業</td></tr> <tr> <td>・ 屋根葺材</td><td>葺材種類 ()</td></tr> <tr> <td>・ 屋根防水</td><td>防水仕様 ()</td></tr> <tr> <td>◆ 躯体</td><td>◆ 手作業及び機械による解体作業 ・ 機械解体作業</td></tr> <tr> <td>・ 基礎等</td><td>・ 杭基礎 ・ 独立基礎 ・ 布基礎 ・ ベタ基礎</td></tr> <tr> <td>・ 杭の解体</td><td>※ 有り ・ 残置 杭解体方法 ・ 引抜き工法 () ・ 破碎工法</td></tr> <tr> <td>・ 構内舗装等</td><td>舗装材種類：</td></tr> <tr> <td rowspan="3">・ 樹木</td><td>・ 伐採 ※ 行う (本、図示) ・ 残す</td></tr> <tr> <td>・ 抜根 ※ 行う (箇所、図示) ・ 残す</td></tr> <tr> <td>・ 移植木 ・ 有り (移植先： 、図示) ・ 無し</td></tr> <tr> <td>・ 地下埋設物</td><td>・ 有り (埋設物：) ・ 無し</td></tr> <tr> <td>◆ 建築設備</td><td> ・ 電力引き込み部分の切断 () ・ 電話線の処置 () ・ ガス引込部分の処置 () ・ 給水管の止水 () ・ 下水管の処置 () ・ 諸手続きを遅滞なく行い、漏電、ガス漏れ等の無いよう、安全に万全を施すこと。 </td></tr> </tbody> </table> ◆ 特記なき限り建物内部の家具・物置の残置物、コンクリートブロック、花壇植栽等を含む敷地内全ての構造物及び残存物等を撤去処分すること。なお、建物直近の埋設管については、建物あるいは地中構造物とともに撤去するものとする。 ◆ 他の建物等に損害を与えた場合は、請負人の責任において原状回復のこと。 ◆ 地中埋設物があった場合は監督員に報告し、指示を受けること。残置する場合は残置位置、寸法、深さのわかる内容を CAD データで作成し、提出すること。 ・ 地業部分を含む基礎、ラップルコンクリートは撤去すること。 ・ 調査試掘すること。(位置、仕様に関しては図示の通り) ・ 調査試掘の結果を CAD データで作成し、提出すること。 ◆ 解体施工は騒音、振動を最小限にとどめ、事故防止や火災予防に留意し、散水やシート張り等の養生を十分に行うこと。 ・ 貯油槽、危険物貯蔵庫等の処分 ※ 請負人の責任において処分し、安全を確かめた後、とりこわし作業に着手する ・ 貯じん槽、便槽、浄化槽等のとりこわし ※ 汚物等を処分し、跡を消毒する。 ※ 作業中及びとりこわし後に周囲を汚染することの無いようにすること。 ※ 特定石綿等(アスベスト)の存在が想定される建築物の解体にあっては、労働安全衛生法、同施行令及び石綿障害予防規則に従い、建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等を実施し、健康障害の予防対策の一層の推進を図ること。 ※ 特定石綿等(アスベスト)の除去は、別途「石綿処理特記仕様書」による。	部 位	内 容	◆ 解体建築物	・木造 ・C B 造 ・S 造 ・R C 造 ・S R C 造	・ 建築設備	電気設備 ・ 内部 ・ 外部引込柱 機械設備 ・ 内部 ・ 埋設	◆ 内・外装材	・ 手作業 ◆ 手作業及び機械による作業	・ 屋根葺材	葺材種類 ()	・ 屋根防水	防水仕様 ()	◆ 躯体	◆ 手作業及び機械による解体作業 ・ 機械解体作業	・ 基礎等	・ 杭基礎 ・ 独立基礎 ・ 布基礎 ・ ベタ基礎	・ 杭の解体	※ 有り ・ 残置 杭解体方法 ・ 引抜き工法 () ・ 破碎工法	・ 構内舗装等	舗装材種類：	・ 樹木	・ 伐採 ※ 行う (本、図示) ・ 残す	・ 抜根 ※ 行う (箇所、図示) ・ 残す	・ 移植木 ・ 有り (移植先： 、図示) ・ 無し	・ 地下埋設物	・ 有り (埋設物：) ・ 無し	◆ 建築設備	・ 電力引き込み部分の切断 () ・ 電話線の処置 () ・ ガス引込部分の処置 () ・ 給水管の止水 () ・ 下水管の処置 () ・ 諸手続きを遅滞なく行い、漏電、ガス漏れ等の無いよう、安全に万全を施すこと。
部 位	内 容																												
◆ 解体建築物	・木造 ・C B 造 ・S 造 ・R C 造 ・S R C 造																												
・ 建築設備	電気設備 ・ 内部 ・ 外部引込柱 機械設備 ・ 内部 ・ 埋設																												
◆ 内・外装材	・ 手作業 ◆ 手作業及び機械による作業																												
・ 屋根葺材	葺材種類 ()																												
・ 屋根防水	防水仕様 ()																												
◆ 躯体	◆ 手作業及び機械による解体作業 ・ 機械解体作業																												
・ 基礎等	・ 杭基礎 ・ 独立基礎 ・ 布基礎 ・ ベタ基礎																												
・ 杭の解体	※ 有り ・ 残置 杭解体方法 ・ 引抜き工法 () ・ 破碎工法																												
・ 構内舗装等	舗装材種類：																												
・ 樹木	・ 伐採 ※ 行う (本、図示) ・ 残す																												
	・ 抜根 ※ 行う (箇所、図示) ・ 残す																												
	・ 移植木 ・ 有り (移植先： 、図示) ・ 無し																												
・ 地下埋設物	・ 有り (埋設物：) ・ 無し																												
◆ 建築設備	・ 電力引き込み部分の切断 () ・ 電話線の処置 () ・ ガス引込部分の処置 () ・ 給水管の止水 () ・ 下水管の処置 () ・ 諸手続きを遅滞なく行い、漏電、ガス漏れ等の無いよう、安全に万全を施すこと。																												

項 目	特記事項																				
2 残存建物に対する建築設備の切替	・ 行う ・ 行わない 切替方法 ・ 切替は設備の供給に支障の無いよう関係者と打合せを十分に行うこと																				
3 分水栓コマ下げ	・ 行う ・ 行わない 手続きは請負人が行い、費用も請負人の負担とする。																				
4 解体後の整地等 (解特 3.13.1)	・ 解体撤去後は、次により設計G Lに整地すること。 転圧工法 ※ 在来地盤まで監督員の承諾を受けた良質土を搬入して埋め戻し、地均し ・ 良質土を厚さ 5 cm程度敷均し、転圧 ・ とりこわし後の地盤面で整地 ・ ※ 建設発生土の処理 ○処理方法は下記のとおりとする ※構外 <table><tr><th>指定処分地</th><th>問合せ先</th><th>電 話</th><th>備 考</th></tr><tr><td>・ ポートアイランド沖 (神戸空港島)</td><td>神戸空港島料金所</td><td>302-6322</td><td></td></tr><tr><td>・ 布施畑環境センター</td><td>布施畑環境センター 管理事務所</td><td>974-2411</td><td></td></tr><tr><td>・ 淡河環境センター</td><td>淡河環境センター 管理事務所</td><td>959-0715</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・ 構内再利用 () ・ 他現場に搬入 () 《詳細は監督員の指示による》 ○請負人は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者（搬出先が工事現場の場合、当該工事現場の元請業者等）に受領書（電磁的記録も可）の交付を求め、受領書に記載された搬出先の名称及び所在地が再生資源利用計画と一致することを確認するとともに、受領書又はその写しを保存（建設工事の完了日から5年を経過する日まで）すること。 ○請負人は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者（搬入元が工事現場の場合は、当該工事現場の元請業者等）に対し、速やかに受領書を交付すること。 ○搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面（土砂搬出及び受領証明書）を作成し受領書と見なす。 ○搬出先から受領書の交付が得られない場合においては、請負人は、あらかじめ搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録しておくこと。また、土砂搬出を他の者に委託して行う場合には、ダンプトラックごとの管理券や運行記録など搬出を証する書類を保存しておくこと ○請負人が建設現場等からの土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、適正な搬出先に搬出されるよう、委託を受けた搬出者に対して作成した再生資源利用計画および確認結果を通知すること。なお、搬出先側がトラック運送事業者に委託し搬出する場合には、請負人からの通知は要しない。 ○請負人は、建設発生土を計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該地の搬出先への搬出に関する書面（受領書と同じ事項）を作成し、建設工事の完了日から5年を経過する日まで保存すること。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも同様とする。（神戸市管理の処分地（※）または 国土交通省のストックヤード運営事業者登録簿 に登録されたストックヤードを除く。）	指定処分地	問合せ先	電 話	備 考	・ ポートアイランド沖 (神戸空港島)	神戸空港島料金所	302-6322		・ 布施畑環境センター	布施畑環境センター 管理事務所	974-2411		・ 淡河環境センター	淡河環境センター 管理事務所	959-0715					
指定処分地	問合せ先	電 話	備 考																		
・ ポートアイランド沖 (神戸空港島)	神戸空港島料金所	302-6322																			
・ 布施畑環境センター	布施畑環境センター 管理事務所	974-2411																			
・ 淡河環境センター	淡河環境センター 管理事務所	959-0715																			

項 目	特記事項
	(※) 神戸市管理の処分地：ポートアイランド沖（神戸空港島）、淡河環境センター、布施畑環境センター ※土砂受領書の様式（市 HP） https://www.city.kobe.lg.jp/a59714/business/todokede/kensetsukyoku/work/fukusan.html

4 章 建設廃棄物の処理

項 目	特記事項																														
① 再資源化等 (解特 4.4.1)	◆ 特定建設資材廃棄物の再資源化が必要な発生材 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>再資源化等をする施設名〈住所〉、搬出距離 (km)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◆ コンクリート塊</td><td></td></tr> <tr> <td>・ アスファルト塊</td><td></td></tr> <tr> <td>◆ 建設木くず</td><td></td></tr> <tr> <td>・ 金属類</td><td></td></tr> <tr> <td>・ 小型二次電池</td><td></td></tr> <tr> <td>・</td><td></td></tr> <tr> <td>・</td><td></td></tr> </tbody> </table> ※ 建築工事特記仕様書「総則 23 建設副産物の発生抑制、適正処理及び再利用の促進等」による。 ・ 建設資材の廃棄物の再資源化 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>再資源化をする施設名〈住所〉、搬出距離 (km)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 蛍光ランプ</td><td></td></tr> <tr> <td>・ H I Dランプ</td><td></td></tr> <tr> <td>・ 硬質塩化ビニール管類</td><td></td></tr> <tr> <td>・ ガラス</td><td></td></tr> <tr> <td>・</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table> ・ 指定建設資材廃棄物（木材）として縮減 （理由 ・ 50km 以内に再資源化施設が無い ・ 再資源化に経済面での制約あり ） ・ 再資源化された建設廃棄物の現場での利用 ・ 有り （種類： ） ・ 無し	種 類	再資源化等をする施設名〈住所〉、搬出距離 (km)	◆ コンクリート塊		・ アスファルト塊		◆ 建設木くず		・ 金属類		・ 小型二次電池		・		・		種 類	再資源化をする施設名〈住所〉、搬出距離 (km)	・ 蛍光ランプ		・ H I Dランプ		・ 硬質塩化ビニール管類		・ ガラス		・			
種 類	再資源化等をする施設名〈住所〉、搬出距離 (km)																														
◆ コンクリート塊																															
・ アスファルト塊																															
◆ 建設木くず																															
・ 金属類																															
・ 小型二次電池																															
・																															
・																															
種 類	再資源化をする施設名〈住所〉、搬出距離 (km)																														
・ 蛍光ランプ																															
・ H I Dランプ																															
・ 硬質塩化ビニール管類																															
・ ガラス																															
・																															
2 産業廃棄物広域 認定制度の適用 (解特 4.4.2)	・ 産業廃棄物広域認定制度の適用 ・ 有り ※ 無し <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用廃棄物種類</th><th>使用部位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td><td></td></tr> <tr> <td>・</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	適用廃棄物種類	使用部位	・		・																									
適用廃棄物種類	使用部位																														
・																															
・																															
3 最終処分 (解特 4.4.3)	・ 最終処分する建設廃棄物及び最終処分場 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>最終処分をする施設名〈住所〉、搬出距離(km)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td><td></td></tr> <tr> <td>・</td><td></td></tr> </tbody> </table> ・ 本工事で発生する建設副産物のうち、県内の最終処分場に搬入する建設副産物については、適正に処理すること。	種 類	最終処分をする施設名〈住所〉、搬出距離(km)	・		・																									
種 類	最終処分をする施設名〈住所〉、搬出距離(km)																														
・																															
・																															
4 処理に注意を要する建設廃棄物 (解特 4.5.1)	・ 処理に注意する建設廃棄物の処理 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>処分をする施設名〈住所〉、搬出距離(km)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ C C A 処理木材</td><td></td></tr> <tr> <td>・ ひ素混入石膏ボード (小名浜吉野石膏㈱いわき工場 昭和 48 年 3 月～平成 9 年 4 月に製造)</td><td> ※管理型最終処分場で埋立処分すること ・ km </td></tr> </tbody> </table>	種 類	処分をする施設名〈住所〉、搬出距離(km)	・ C C A 処理木材		・ ひ素混入石膏ボード (小名浜吉野石膏㈱いわき工場 昭和 48 年 3 月～平成 9 年 4 月に製造)	※管理型最終処分場で埋立処分すること ・ km																								
種 類	処分をする施設名〈住所〉、搬出距離(km)																														
・ C C A 処理木材																															
・ ひ素混入石膏ボード (小名浜吉野石膏㈱いわき工場 昭和 48 年 3 月～平成 9 年 4 月に製造)	※管理型最終処分場で埋立処分すること ・ km																														

	・ カドミウム含有石膏ボード（日東石膏ボード(株)八戸工場 平成 4 年 10 月～平成 9 年 4 月に製造）	※管理型最終処分場で埋立処分すること ・ km
	・	

参考：[廃石膏ボード現場分別解体マニュアル](#)（平成 24 年 3 月国土交通省）

5 章 特別管理産業廃棄物の処理

項 目	特記事項
1 施工計画調査 (解特 5.1.2)	特別管理産業廃棄物の分析調査： ・ 図示 ・
2 特別管理産業廃棄物の処理等 (解特 5.4.1)	特別管理産業廃棄物 ・ 有（ ） ・ 無 処理方法（ ） (2) PCB を含む機器類の処理 ※ PCB 使用機器の確認 ※ 昭和 47 年以前に製造された電気機器は、PCB を使用している恐れがあるため、とりこわしに先立ち有無を調査し、監督員に報告する。 ※ PCB 使用機器があった場合の処理方法は、監督員の指示による。 (3) PCB 含有シーリング材の処理 (7)分析調査 (7)撤去 (1)保管処分 (1)保管場所及び処分先 (4)廃油の処理 (7) ・ 焼却処分 ・ 中間処理施設で再生処理 (5)廃酸・廃アルカリの処理 (7) ・ 中和処理 ・ 焼却処分 ・ 中間処理施設で再生処理 (6)ダイオキシン類 (7)サンプリング調査 ・ 行う ・ 行わない (1)解体方法： ・ 図示 ・ 処分方法： ・ 図示 ・

6 章 石綿含有建材の除去及び処理

項 目	特記事項
1 石綿粉じん濃度測定 (解特 6.1.3)	特別管理産業廃棄物の分析調査： ・ 図示 ・

上記以外は別途「[石綿処理特記仕様書](#)」による

7 章 特殊な建設副産物の処理

項 目	特記事項		
① 特殊な建設副産物の処理等 (解特 7.3.1)	・ 特殊な建設副産物の処理		
	種類	改修及び処分等	処分先等
	◆ 冷媒フロン	※ 登録を受けた回収業者に回収処分	
	・ 建材用断熱フロン	※ 処分	
	・ ハロン	※ ハロン設置業者に回収	
	・ イオン化式感知器	・ 購入元か製造所等へ返却 ・ (公社)日本アイソトープ協会へ引き渡し	
	・ 六フッ化硫黄ガス	・ 機器製造所に回収委託 ・ SF6 ガス回収業者に依頼	
	・ PFOS	※ 処理業者に処理委託	
	・ 特定化学物質	・ 回収 ・ 処分	
	・		

8 章 その他

項 目	特記事項
Ⅰ その他の一般事項	※ 処分先の変更等 4 章 Ⅰ～4、5 章 Ⅰ、6 章 5、7 章 Ⅰの各処分する施設の明示については、拘束するものではない。処分先を変更した場合は、明示した設計上の処分先と比較検討し、安価になっている場合は減額することもある。